

令和5年度 第8回 青森地方最低賃金審議会

日 時：令和6年3月21日(木) 10:00

場 所：青森合同庁舎 4階共用会議室

会 議 次 第

- 1 開会
- 2 局長挨拶
- 3 議題
 - (1) 令和6年度青森県特定（産業別）最低賃金改正申出の意向表明について
 - (2) 令和5年度青森地方最低賃金審議会等開催状況報告について
 - (3) その他
- 4 閉会

資 料 目 次

1	2024年度産業別最低賃金の改正の意向表明について	1
2	青森県特定（産業別）最低賃金改正申出の要件等	6
3	令和5年度青森地方最低賃金審議会会議別開催状況	10
4	最低賃金決定額の年度別推移（青森県）	11
5	特定（産業別）最低賃金決定額の年度別推移（東北地方）	12
6	青森県最低賃金改正に伴う未満率・影響率と監督指導結果の状況	15
7	令和5年度最低賃金改正に係る周知広報の実施状況	16
8	（参考）日本標準産業分類の改定に伴う特定最低の取扱いについて	18

青森労働局長 殿

(住 所) 青森市本町3丁目3番11号
 (団 体 名) 日本労働組合総連合会青森県連合会
 (代表者職氏名) 会 長 塩 谷 進

2024年度産業別最低賃金の改正の意向表明について

余寒の候、貴職におかれましてはますますご健勝のこととお慶び申し上げます。

さて、2024年度産業別最低賃金の改正にあたり、以下の通り4業種について改正の意向表明を致しますので、よろしくお願い申し上げます。

記

産 業 名	申し出ケース	意 向 表 明 者
鉄鋼業	労働協約	日本基幹産業労働組合連合会 青森県本部 委員長 石崎 尚人
電子部品・デバイス・電子回路、 電気機械器具、情報通信機械器具 製造業	公正競争	電機連合 青森地域協議会 議 長 小川 辰也
各種商品小売業	公正競争	UAゼンセン 青森県支部 支部長 佐々木 徹
自動車小売業	公正競争	全日本自動車産業労働組合 青森地方協議会 議 長 小笠原 裕介

(注) 鉄鋼業については「労働協約ケース」と致しますが、要件が満たない場合は「公正競争」に変更する場合も想定されることをご理解願いたい。



2024年2月15日

青森労働局長 殿

(住 所) 青森県八戸市河原木遠山新田5-2
(団 体 名) 日本基幹産業労働組合連合会青森県本部
(代表者職氏名) 委員長 石崎 尚人

2024年度産業別最低賃金の改正の意向表明について

余寒の候、貴職におかれましてはますますご健勝のこととお慶び申し上げます。

さて、日本基幹産業労働組合連合会青森県本部は、2024年度青森県鉄鋼業最低賃金の改正の決定について、以下の通り意向表明を致しますので、よろしくお願い申し上げます。

記

1. 申し出者

日本基幹産業労働組合連合会青森県本部 委員長 石崎 尚人

2. 産業別最低賃金の件名

青森県鉄鋼業最低賃金

3. 申し出の理由

同種産業における賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者が概ね3分の1以上に達していることをもって、改正の決定を求めるものである。

4. 申し出の時期

2024年7月末日



以上

2024年 2月 15日

青森労働局長 殿

(住 所) 青森県三沢市南町3丁目31-2776
(団 体 名) 電機連合青森地域協議会
(代表者職氏名) 議 長 小 川 辰 也

2024年度産業別最低賃金の改正の意向表明について

余寒の候、貴職におかれましてはますますご健勝のこととお慶び申し上げます。

さて、電機連合青森地域協議会は、2024年度青森県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正の決定について、以下の通り意向表明を致しますので、よろしくお願い申し上げます。

記

1. 申し出者

電機連合青森地域協議会 議長 小川 辰也

2. 産業別最低賃金の件名

電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金

3. 申し出の理由

同種産業における公正競争を確保する観点から、当該最低賃金の適用を受ける労働者の概ね3分の1の合意をもって、改正の決定を求めるものである。

4. 申し出の時期

2024年7月末日



以上

2024年 2月 15日

青森労働局長 殿

(住 所) 青森市中央1丁目1-21
青森日商連中央ビル内
(団 体 名) UAゼンセン青森県支部
(代表者職氏名) 支部長 佐々木 徹

2024年度産業別最低賃金の改正の意向表明について

余寒の候、貴職におかれましてはますますご健勝のこととお慶び申し上げます。

さて、UAゼンセン青森県支部は、2024年度青森県各種商品小売業最低賃金の改正の決定について、以下の通り意向表明を致しますので、よろしくお願い申し上げます。

記

1. 申し出者

UAゼンセン青森県支部 支部長 佐々木 徹

2. 産業別最低賃金の件名

青森県各種商品小売業最低賃金

3. 申し出の理由

同種産業における公正競争を確保する観点から、当該最低賃金の適用を受ける労働者の概ね3分の1の合意をもって、改正の決定を求めるものである。

4. 申し出の時期

2024年7月末日



以 上

2024年 2月 15日

青森労働局長 殿

(住 所) 青森県青森市新田3丁目6-4
(団 体 名) 全日本自動車産業労働組合総連合会青森地方協議会
(代表者職氏名) 議 長 小笠原 裕介

2024年度産業別最低賃金の改正の意向表明について

余寒の候、貴職におかれましてはますますご健勝のこととお慶び申し上げます。

さて、自動車総連青森地方協議会は、2024年度青森県自動車小売業最低賃金の改正の決定について、以下の通り意向表明を致しますので、よろしくお願ひ申し上げます。

記

1. 申し出者

全日本自動車産業労働組合総連合会青森地方協議会 議長 小笠原 裕介

2. 産業別最低賃金の件名

青森県自動車小売業最低賃金

3. 申し出の理由

同種産業における公正競争を確保する観点から、当該最低賃金の適用を受ける労働者の概ね3分の1の合意をもって、改正の決定を求めるものである。

4. 申し出の時期

2024年7月末日



以 上

青森県特定（産業別）最低賃金改正申出の要件等

産業名	適用事業場数	申出要件（人） （概ね 1/3）	現在の最低賃金 （時間額 円）
	適用労働者数(人)		
鉄鋼業 (E22)	31	492	992
	1,476		
電子部品・デバイス・電子回路、 電気機械器具、情報通信機械器具 製造業 (E28・29・30)	135	2,656	927
	7,967		
各種商品小売業 (I56)	24	708	921
	2,124		
自動車小売業 (I591)	646	1,636	923
	4,908		

※ 現在の産業別最低賃金の改正発効は、鉄鋼業と電気機械器具等製造業は令和6年1月19日、各種商品小売業と自動車小売業は令和5年12月21日である。

※ 適用事業場数、適用労働者数は、令和5年12月1日現在。

◎申出年月日 令和6年7月末日まで

特定（産業別）最低賃金の改正申出に係る必要書類等

1 申出形式

- ① 提出部数
必要数 2 部
- ② 様式
必要事項記載あれば任意

2 申出書記載事項

- ① 申出者について（労働組合・団体等の名称、代表者）
- ② 申出者が代表する基幹的労働者又は使用者の範囲
- ③ 当該産業別最低賃金の件名
- ④ 申出の内容
- ⑤ 申出の理由（公正競争ケースの場合は、同種の基幹的労働者について産業別最低賃金を改正することが必要である理由）

3 添付書類

（1）労働協約ケース・公正競争ケース共通

- ① 申出を行う者が上記 2 ②の基幹的労働者又は使用者を代表する者であることを明らかにする書類

（2）労働協約ケースの場合

- ① 労働協約の写し
- ② 申出について当事者である労働組合又は使用者の全部の合意があったことを証する書類
- ③ 当該一定の地域内の事業場で使用される同種の基幹的労働者の概数及びこのうち当該労働協約の適用を受ける基幹的労働者の概数を記載した書類
- ④ 当該労働協約に定める賃金の最低額が月額のみで表示されているものについては、当該労働協約の適用を受ける基幹的労働者に係る月間の所定労働時間数及び所定労働日数等の状況についての参考資料

（3）公正競争ケースの場合

- ① 当該最低賃金の適用を受ける労働者の概ね 3 分の 1 以上のものの合意によって行われる場合には、当該合意を確保するために必要な書類
- ② 賃金格差の存在の疎明資料

合意があったと認められるケースに応じた当該合意を確認するために必要な書類

合意があったと認められるケース	合意を行った労働者又は使用者の範囲	合意を確認するために必要な書類
労働協約	① 賃金の最低額の定めを含む労働協約（労働組合法第14条に規定する要件を満たしたものに限り。）が締結されている場合	左の労働協約の適用対象労働者又はその締結当事者となった使用者 ア 当該労働協約の写 イ 当該労働協約に定める賃金の最低額が月額のみで表示されているものについては、当該労働協約の適用を受ける基幹的労働者に係る月間の所定労働時間数及び所定労働日数等の状況についての参考書類 ウ それぞれの合意の効力の及ぶ労働者又は使用者の範囲とその数及び当該地域内の同種の労働者の概数を記入した書面
労使協定等	② 賃金の最低額の定めを含む労使間の協定、申合わせ等（書面をもって締結されたものであって①の労働協約を除く。）が締結されている場合	左の労使間の協定、申合わせ等の適用対象労働者又はその締結当事者となった使用者 ア 当該協定、申合わせ等の内容を表す書面 イ 当該協定、申合わせ等を行った当事者の名称、申合わせの対象となる者の範囲等当事者に関する事項を表す書面 ※ ただし、アの書面に、これらの事項が含まれている場合には要しない。 ウ それぞれの合意の効力の及ぶ労働者又は使用者の範囲とその数及び当該地域内の同種の労働者の概数を記入した書面
協議組織	③ 労働者及び使用者それぞれを代表する者により構成される協議のための組織において、最低賃金を改正又は廃止することが必要であるとの合意がなされている場合	左の協議のための組織に係る労働者又は使用者（労働組合又は使用者団体により構成される場合はそれぞれの構成員） ア 当該協議組織における最低賃金を改正又は廃止することが必要である旨の合意を表す書面 イ 当該協議組織が労使の代表者から構成されている協議組織であることを表す書類（例えば、協議組織の設置運営の規約、協議組織の構成を表す書面等） ※ ただし、アの書面にこれらの事項が含まれている場合には要しない。 ウ それぞれの合意の効力の及ぶ労働者又は使用者の範囲とその数及び当該地域内の同種の労働者の概数を記した書面
機関決定	④ 労働組合又は使用者団体により最低賃金を改正又は廃止することが必要であるとの機関決定が行われている場合	左の労働組合又は使用者団体の構成員 ア 当該機関決定の内容を表す書面 イ 当該機関決定を行った機関の構成員が明らかでない場合には、そのことを明らかとする書面（例えば、機関の設置運営の規約、機関の構成を表す書面等） ウ それぞれの合意の効力の及ぶ労働者又は使用者の範囲とその数及び当該地域内の同種の労働者の概数を記した書面

個別合意等	<p>⑤ 最低賃金の改正又は廃止に関する申出について、書面をもって個々の労働者又は使用者の合意がなされている場合(上記④のケースのほか、企業における親睦会その他の従業員組織において、当該申出について合意する旨の決定が行われており、かつ、その合意をする労働者の代表者によりその内容が証明されている場合を含む。)</p>	<p>左の書面に係る労働者又は使用者</p>	<p>(1) 最低賃金の改正又は廃止に関する申出について、書面をもって個々の労働者又は使用者の合意がなされている場合</p> <p>ア 合意した者の記名のほか所属事業場(企業)名、同所在地、主要製品名又は事業の内容等が記載されている合意書面</p> <p>イ 合意した者が、当該企業の労働者又は使用者であることの疎明資料(例えば、アの書面において合意署名が事業場ごとにまとめられ、その文中において当該事業場の労働者である旨が、明示されており、かつ、合意者がそれぞれ記名している場合はこれに該当するものとみなす。)</p> <p>ウ それぞれの合意の効力の及ぶ労働者又は使用者の範囲とその数及び当該地域の同種の労働者の概数を記した書面</p>
	<p>(2) 企業における親睦会その他従業員組織において、当該申出についての合意する旨の決定が行われている場合</p> <p>ア 合意する旨の決定が行われていることを表す書面(ただし、合意する労働者を記入した書面であり、これら労働者の代表によりその内容が証明されている場合に限る。)</p> <p>イ 当該合意を行った労働者の所属する従業員組織に関する事項を表す書類(例えば、会則、役員名簿等)</p> <p>ウ 「労働者の代表」が当該企業の労働者であることの疎明資料(ア、イの書面等において、「労働者の代表」が当該企業の労働者であることが明らかになっている場合には、要しない。)</p> <p>エ 従業員組織等の所属事業場(企業)名、同所在地、主要製品名又は事業の内容等が記載されている書面</p> <p>オ それぞれの合意の効力の及ぶ労働者又は使用者の範囲とその数及び当該地域内の同種の労働者の概数を示した書面</p>		

青森地方最低賃金審議会

回数	年月日	議 題	
		青森県最低賃金	青森県特定（産業別）最低賃金
第1回	令和5年 7月 5日	改正諮問	
第2回	令和5年 8月 2日	目安伝達	
第3回	令和5年 8月10日	改正答申	必要性諮問
第4回	令和5年 8月29日	異議申出諮問・答申	
第5回	令和5年 9月12日		必要性答申 改正諮問
第6回	令和5年 10月16日		改正答申
第7回	令和5年 11月21日		改正答申
第8回	令和6年 3月21日		令和6年度意向表明

青森県最低賃金専門部会

回数	年月日	審 議 内 容	
第1回	令和5年 7月27日	組織会	意見聴取
第2回	令和5年 8月 4日	金額審議	
第3回	令和5年 8月 8日	金額審議	
第4回	令和5年 8月 9日	金額審議	
第5回	令和5年 8月10日	金額審議	(結審)

産業別最低賃金検討小委員会

回数	年月日	産業名	審 議 内 容
第1回	令和5年 9月 6日	各種商品小売業 自動車小売業	意見聴取 必要性審議
第2回	令和5年 9月12日	鉄鋼業 電気機械器具等製造業	意見聴取 必要性審議

産業別最低賃金専門部会

回数	年月日	産業名	審 議 内 容
第1回	令和5年 9月29日	鉄鋼業	組織会 金額審議
第1回	令和5年 10月 5日	電気機械器具等製造業	組織会 金額審議
第1回	令和5年 10月 6日	各種商品小売業	組織会 金額審議
第1回	令和5年 10月10日	自動車小売業	組織会 金額審議 (結審)
第2回	令和5年 10月13日	各種商品小売業	金額審議 (結審)
第2回	令和5年 10月31日	電気機械器具等製造業	金額審議 (結審)
第2回	令和5年 11月14日	鉄鋼業	金額審議 (結審)

令和5年度 青森県における最低賃金額 諮問、答申及び発効の状況

状況	最賃名	青森県最低賃金	青森県自動車小売業最低賃金、青森県各種商品小売業最低賃金	青森県鉄鋼業最低賃金、青森県電気機械器具等最低賃金
意向表明		—	2月 16日	2月 16日
申出		—	7月 31日	7月 31日
改正決定の必要性の有無	諮問	—	8月 10日	8月 10日
	答申	—	9月 12日	9月 12日
諮問		7月 5日	9月 12日	9月 12日
専門部会委員任命		7月 19日	9月 27日	9月 27日
答申		8月 10日	10月 16日	11月 21日
官報公示		9月 7日	11月 15日	12月 20日
発効		10月 7日	12月 21日	1月 19日
備考		法定発効	指定発効	法定発効

最低賃金決定額の年度別推移(青森県)

年度	青森県最低賃金			鉄鋼業				電気機械器具等製造業				各種商品小売業				自動車小売業			
	金額	引上額 (円)	引上率 (%)	金額	引上額 (円)	引上率 (%)	県最賃との比率 (%)	金額	引上額 (円)	引上率 (%)	県最賃との比率 (%)	金額	引上額 (円)	引上率 (%)	県最賃との比率 (%)	金額	引上額 (円)	引上率 (%)	県最賃との比率 (%)
平成 26	679	14	2.11	800	13	1.65	117.82	735	14	1.94	108.25	727	13	1.82	107.07	766	13	1.73	112.81
27	695	16	2.36	816	16	2.00	117.41	750	15	2.04	107.91	743	16	2.20	106.91	782	16	2.09	112.52
28	716	21	3.02	835	19	2.33	116.62	765	15	2.00	106.84	758	15	2.02	105.87	798	16	2.05	111.45
29	738	22	3.07	855	20	2.40	115.85	785	20	2.61	106.37	777	19	2.51	105.28	817	19	2.38	110.70
30	762	24	3.25	877	22	2.57	115.09	806	21	2.68	105.77	798	21	2.70	104.72	838	21	2.57	109.97
令和 元	790	28	3.67	900	23	2.62	113.92	829	23	2.85	104.94	821	23	2.88	103.92	861	23	2.74	108.99
2	793	3	0.38	903	3	0.33	113.87	833	4	0.48	105.04	825	4	0.49	104.04	864	3	0.35	108.95
3	822	29	3.66	929	26	2.88	113.02	859	26	3.12	104.50	852	27	3.27	103.65	890	26	3.01	108.27
4	853	31	3.77	958	29	3.12	112.31	888	29	3.38	104.10	882	30	3.52	103.40	919	29	3.26	107.74
5	898	45	5.28	992	34	3.55	110.47	927	39	4.39	103.23	921	39	4.42	102.56	923	4	0.44	102.78

最低賃金決定額の年度別推移(鉄鋼業)

資料No. 5

年度	青森県			岩手県 ※			宮城県		
	金額	引上額 (円)	引上率 (%)	金額	引上額 (円)	引上率 (%)	金額	引上額 (円)	引上率 (%)
平成 26	800	13	1.65	755	15	2.03	811	13	1.63
27	816	16	2.00	772	17	2.25	827	16	1.97
28	835	19	2.33	790	18	2.33	847	20	2.42
29	855	20	2.40	809	19	2.41	872	25	2.95
30	877	22	2.57	829	20	2.47	898	26	2.98
令和 元	900	23	2.62	850	21	2.53	923	25	2.78
2	903	3	0.33	852	2	0.24	925	2	0.22
3	929	26	2.88	878	26	3.05	953	28	3.03
4	958	29	3.12	908	30	3.42	983	30	3.15
5	992	34	3.55	949	41	4.52	1003	20	2.03

※ 岩手県は鉄鋼業、金属線製品、その他の金属製品製造業

最低賃金決定額の年度別推移(電気機械器具等製造業)

平成 年度	青森県			岩手県			秋田県			宮城県			山形県			福島県		
	金額	引上額 (円)	引上率 (%)	金額	引上額 (円)	引上率 (%)	金額	引上額 (円)	引上率 (%)	金額	引上額 (円)	引上率 (%)	金額	引上額 (円)	引上率 (%)	金額	引上額 (円)	引上率 (%)
平成 26	735	14	1.94	728	10	1.39	738	13	1.79	769	12	1.59	753	13	1.76	753	12	1.62
27	750	15	2.04	740	12	1.65	751	13	1.76	783	14	1.82	767	14	1.86	767	14	1.86
28	765	15	2.00	756	16	2.16	766	15	2.00	798	15	1.92	782	15	1.96	782	15	1.96
29	785	20	2.61	775	19	2.51	786	20	2.61	819	21	2.63	800	18	2.30	798	16	2.05
30	806	21	2.68	796	21	2.71	808	22	2.80	841	22	2.69	821	21	2.63	815	17	2.13
令和 元	829	23	2.85	818	22	2.76	833	25	3.09	862	21	2.50	843	22	2.68	833	18	2.21
2	833	4	0.48	820	2	0.24	836	3	0.36	864	2	0.23	846	3	0.36	834	1	0.12
3	859	26	3.12	847	27	3.29	861	25	2.99	890	26	3.01	872	26	3.07	856	22	2.64
4	888	29	3.38	877	30	3.54	891	30	3.48	919	29	3.26	903	31	3.56	880	24	2.80
5	927	39	4.39	917	40	4.56	930	39	4.38	959	40	4.35	945	42	4.65	880	0	0.00

最低賃金決定額の年度別推移(自動車小売業)

平成 年度	青森県			岩手県			秋田県			宮城県			福島県		
	金額	引上額 (円)	引上率 (%)	金額	引上額 (円)	引上率 (%)	金額	引上額 (円)	引上率 (%)	金額	引上額 (円)	引上率 (%)	金額	引上額 (円)	引上率 (%)
平成 26	766	13	1.73	765	14	1.86	765	15	2.00	778	15	1.97	785	13	1.68
27	782	16	2.09	781	16	2.09	781	16	2.09	795	17	2.19	800	15	1.91
28	798	16	2.05	800	19	2.43	794	13	1.66	815	20	2.52	815	15	1.88
29	817	19	2.38	819	19	2.37	814	20	2.52	840	25	3.07	831	16	1.96
30	838	21	2.57	838	19	2.32	838	24	2.95	865	25	2.98	848	17	2.05
令和 元	861	23	2.74	861	23	2.74	861	23	2.74	890	25	2.89	867	19	2.24
2	864	3	0.35	863	2	0.23	864	3	0.35	891	1	0.11	868	1	0.12
3	890	26	3.01	879	16	1.85	869	5	0.58	918	27	3.03	894	26	3.00
4	919	29	3.26	903	24	2.73	897	28	3.22	946	28	3.05	922	28	3.13
5	923	4	0.44	945	42	4.65	938	41	4.57	986	40	4.23	960	38	4.12

青森県最低賃金改正に伴う未満率・影響率と監督指導結果の状況

青森労働局賃金室

I 青森県最低賃金額、未満率及び影響率の推移

年度	平成26	27	28	29	30	令和元	2	3	4	5
改正前最低賃金額(円)	665	679	695	716	738	762	790	793	822	853
未満率(%)	1.7	2.1	1.3	0.7	0.7	1.3	2.3	1.9	1.6	2.5
改正後最低賃金額(円)	679	695	716	738	762	790	793	822	853	898
影響率(%)	11.4	10.4	15.8	13.1	21.6	14.2	11.5	21.6	25.3	24.7
引上額(円)	14	16	21	22	24	28	3	29	31	45
引上率(%)	2.11	2.36	3.02	3.07	3.25	3.67	0.38	3.66	3.77	5.28

資料出所：青森労働局「最低賃金に関する基礎調査」

- (注) 1 「未満率」とは、最低賃金を改正する前に、最低賃金を下回っている労働者割合である。
 2 「影響率」とは、最低賃金を改正した後に、最低賃金を下回ることとなる労働者割合である。

II 最低賃金の履行確保を主眼とする監督指導結果

年度	平成26	27	28	29	30	令和元	2	3	4	5
監督実施事業場数	251	252	320	261	259	226	198	210	225	211
最低賃金法第4条違反事業場数	30	24	35	26	46	33	19	17	18	22
違反率(%)	11.95	9.52	10.94	9.96	17.76	14.60	9.60	8.10	8.00	10.43

(注) 令和5年度の数値は、令和6年3月8日時点のもの。

資料No. 6

令和5年度青森県最低賃金改正に係る周知広報の実施状況

令和6年3月11日現在

1 広報（報道機関への発表：県庁記者クラブ）

県庁記者クラブにおいて、次の記事投げ込みを行った。

- (1) 青森県最低賃金の改正諮問について
令和5年6月30日
- (2) 青森県最低賃金の改正答申予定について
令和5年8月8日
- (3) 青森県最低賃金の改正答申について
令和5年8月10日
- (4) 青森県最低賃金の改正について（公示）
令和5年9月7日
- (5) 青森県特定（産業別）最低賃金の改正答申予定について
令和5年10月12日
- (6) 青森県特定（産業別）最低賃金の改正答申について
令和5年10月16日
- (7) 青森県特定（産業別）最低賃金の改正決定について（公示）
令和5年11月15日
- (8) 青森県特定（産業別）最低賃金の改正答申予定について
令和5年11月16日
- (9) 青森県特定（産業別）最低賃金の改正答申について
令和5年11月21日
- (10) 青森県特定（産業別）最低賃金の改正決定について（公示）
令和5年12月20日

※（5）～（7）は自動車小売業及び各種商品小売業についての広報

※（8）～（10）は鉄鋼業及び電気機械器具製造業についての広報

2 周知広報の状況

最低賃金改正（官報掲載）に合わせ、各種機関・団体等に対し、文書及びリーフレット等の送付により、周知広報依頼を行った。特に、各市町村（計40）については、広報誌等（ホームページ含む、以下同じ）への掲載方を依頼した。

(1) 青森県地域別最低賃金改正に係る周知広報依頼

①依頼数

673件

②主な依頼先

国の出先機関、青森県（県庁、各地域県民局）、市町村、労働基準協会

等、労働保険事務組合、社会保険労務士会、商工会議所・商工会、使用者団体、労働団体、大学、高校など。

③ポスター掲示依頼先（②以外）

主要観光案内所、観光施設、陸海空交通拠点、図書館、大規模小売店舗、道の駅、主要病院など。

なお、JR等の駅貼りポスターについては、別途、厚生労働省から依頼した。

④広報誌等に掲載された市町村の数

38件

(2) 青森県特定（産業別）最低賃金改正に係る周知広報依頼

①依頼件数

625件

②主な依頼先

国の出先機関、青森県、市町村、労働基準協会等、労働保険事務組合、社会保険労務士会、商工会議所・商工会、使用者団体、労働団体、派遣元・職業紹介事業所など。

③広報誌等に掲載された市町村の数

16件

3 青森労働局ホームページにおける周知

青森労働局ホームページにおいて、青森県地域別最低賃金及び青森県特定（産業別）最低賃金の改正に係る、それぞれの官報公示日及び改正発効日に記事を掲載した。

なお、青森労働局ホームページのトップページにおいて、青森県地域別最低賃金の金額及びバナーを表示（青森県最低賃金改正記事へリンク）している。

令和5年10月7日から令和6年2月29日までの青森県最低賃金改正記事のアクセス数

12,302件

1 日本標準産業分類の改定の概要

令和5年6月、日本標準産業分類の改定が告示され、**令和6年4月1日に施行予定**とされている。改定の主な内容は、「百貨店」、「総合スーパーマーケット」、「均一価格店」等の分類項目の新設、名称変更による「砂糖・でんぷん糖類製造業」、「」（カンマ）の「、」（読点）への修正等の設定などとなっている。

2 日本標準産業分類の改定の影響を受ける特定最低賃金

現在設定されている特定最低賃金において産業分類の改定の影響を受ける主な産業は、「糖類製造業」、「各種商品小売業」、「百貨店、総合スーパー」の3種（改定の内容な次の表を参照）。このほか「、」（カンマ）の修正により、多くの特定最低賃金において改正の対応が必要となる。

<旧産業分類>

中分類	小分類	細分類	項目名
09			食料品製造業
	095		糖類製造業
56			各種商品小売業
	561	5611	百貨店、総合スーパー
	569	5699	その他の各種商品小売業 (従業者が常時50人未満のもの)
58			飲食料品小売業
	589	5891	コンビニエンスストア
60			その他の小売業
	603	6031	ドラッグストア
	609	6091	ホームセンター



<新産業分類>

中分類	小分類	細分類	項目名	変更内容
09			食料品製造業	
	095		砂糖・でんぷん糖類製造業	名称変更
56			各種商品小売業	
	561	5611	百貨店	「百貨店、総合スーパー」を分割して新設
	562	5621	総合スーパーマーケット	
	563	5631	コンビニエンスストア	移動
	564	5641	ドラッグストア	移動
	565	5651	ホームセンター	移動
	566	5661	均一価格店	新設
	569	5699	その他の各種商品小売業	名称変更

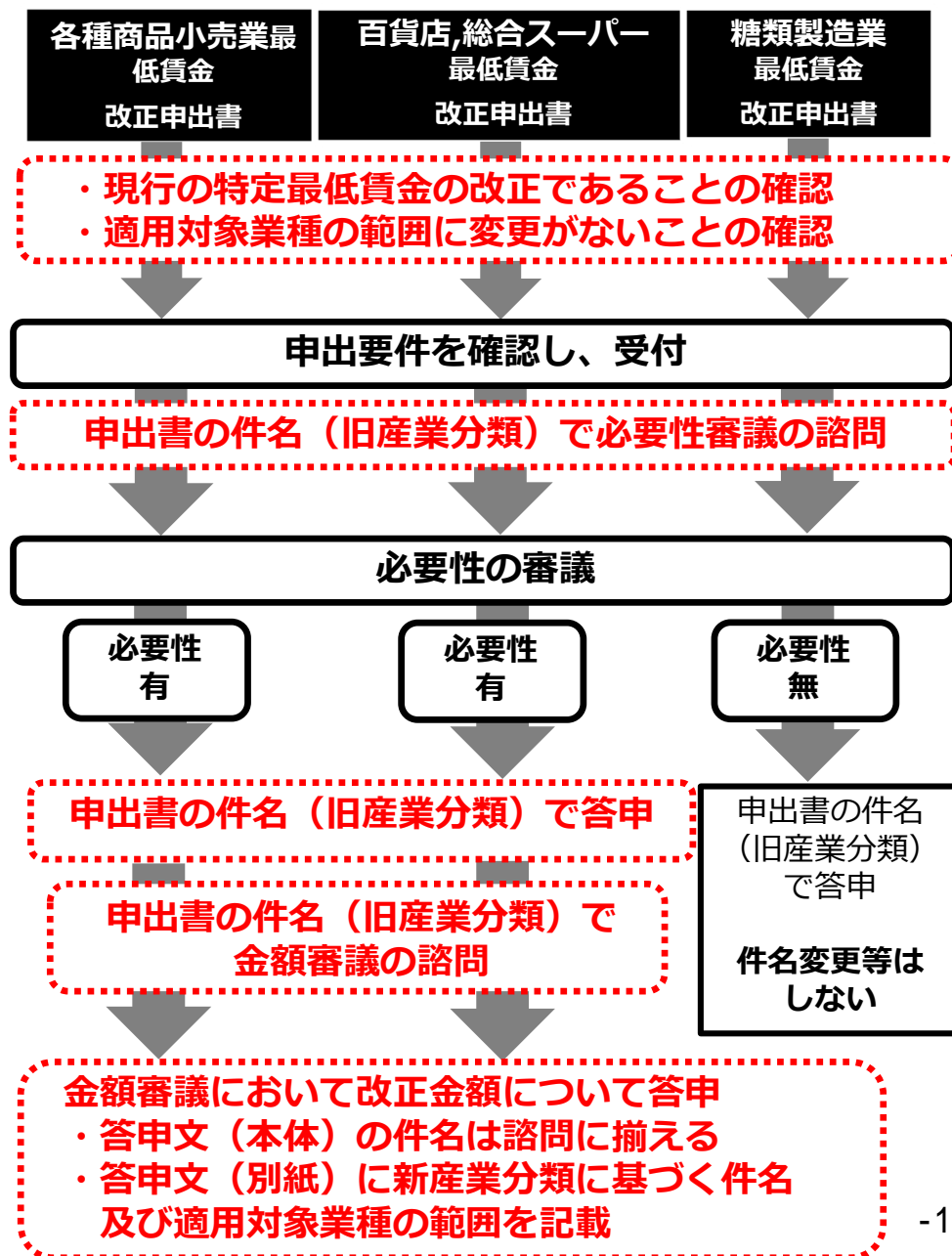
3 日本標準産業分類の改定を踏まえた特定最低賃金の取扱いのポイント

- 申出を行う関係労使に対して、**現在設定されている特定最低賃金の適用対象業種の範囲を変更するかどうかを確認**すること。
- 適用対象業種の**範囲を変更するものではない場合は改正**と取り扱い、適用対象業種の**範囲に変更が生じる場合は新設**として取り扱うこと。この場合、**改正と新設とで申出の要件が異なることに留意**すること。
- 改正、新設、廃止の各ケースにおける申出及び決定の際の件名及び適用対象業種の範囲の表示については、右表のとおり。

	申出	決定
改正	旧	新
新設	新	新
廃止	旧	旧

(旧：旧産業分類、新：新産業分類)

日本標準産業分類の改定に伴う特定最低賃金の取扱いについて（改正の手順）



答申文のイメージ

<答申文（本体）>

●●労働局長
●●地方最低賃金審議会長
●●県各種商品小売業の改正決定について（答申）
(以下、略)

●●労働局長
●●地方最低賃金審議会長
●●県百貨店、総合スーパーの改正決定について（答申）
(以下、略)

件名は諮問に揃える

<答申文（別紙）>

(別紙)
●●県百貨店、総合スーパーマーケット、その他の各種商品小売業最低賃金
1 (略)
2 適用する使用者
前号の区域内で百貨店、総合スーパーマーケット、その他の各種商品小売業、当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が百貨店、総合スーパーマーケット、その他の各種商品小売業に分類される者に限る。）を営む使用者
4～6 (略)

新産業分類に基づく件名を記載

(別紙)
●●県百貨店、総合スーパーマーケット最低賃金
1 (略)
2 適用する使用者
前号の地域内で百貨店、総合スーパーマーケット、当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が百貨店、総合スーパーマーケットに分類されるものに限る。）を営む使用者
4～6 (略)

新産業分類に基づく適用対象業種の範囲を記載